

電子債権法制に関する中間試案 (第一次案) の概要

平成18年6月28日

電子債権（仮称）の概念（試案1頁の第1の1）

- ◆ 電子債権の発生原因となった法律関係（原因関係）に基づく債権とは別個の金銭債権であって、
- ◆ 当事者の意思表示に加えて、管理機関（仮称）が作成する登録原簿（仮称）に登録をしなければ、発生、譲渡の効力が生じない債権であって、かつ、
- ◆ 指名債権・手形債権等、既存の債権と異なる種類の債権

※ 名称については、より適切な別の名称（電子登録債権など）を検討することになっている。

電子債権の発生・譲渡

- ◆ 発生登録や移転登録をして初めて、電子債権の発生や譲渡による移転の効力が生じる（試案8頁の第2の1, 11頁の第3の1）。

※ 当事者の登録申請の方式等については、法令による限定はせず、管理機関が業務規程で定める方式等による（試案6頁の(3)）。これによって、多様なニーズに応じた多様な取扱いが許容されることになる。

- ◆ 電子債権は、原則として、一部譲渡（分割譲渡）することもできる（試案13頁の①, 14頁の②・b）。

- ◆ 当事者間の合意又は管理機関の業務規程の定めを登録することにより、譲渡の回数・譲渡の相手方の制限等を行うことができる（試案12頁の3(1)b）。

※ 電子債権について全面的な譲渡禁止特約をも認めることとするか否かについては、意見が分かれており、引き続き検討することになっている（試案12頁の2）。

電子債権に係る取引の保護

◆ 取引の安全に配慮して、以下の措置（手形におけるのと同様の措置）を講ずる。ただし、債務者が消費者である場合には、その保護のために①の各規定の適用を除外する。

- ① 移転登録を受けた者を保護する規定（民法の第三者保護規定の特則，人的抗弁の切斷，善意取得等）を設ける（試案3頁の(3)，15頁の4(3)～(5)）。
※ 登録された抗弁は第三者に対抗できることになる。
- ② 登録原簿上に債権者として記載されていた者に支払を行った債務者を保護する規定（支払免責）を設ける（試案17頁の4）。
- ③ 電子債権の法的安定性を高めるため，原因関係の有効性を電子債権の発生・移転の有効性の要件としない（試案4頁の3）。

電子債権の消滅

- ◆ 管理機関が送金手続をする場合には、管理機関は入金手続を終えた後、直ちに、職権で支払等登録をしなければならない（試案19頁の(2)b）。
- ◆ 債務者が電子債権に係る債務の支払等を行った場合には、支払等登録が未了でも、当該債務は消滅する（試案17頁の5(1)）。

※ 支払期日後、支払等登録が完了する前に、債権者から移転登録を受けた第三者が現れた場合に、当該第三者を一定の要件の下で保護し、その取得した電子債権の行使を認めるべきか否か（債務者からの支払済みの人的抗弁を当該第三者との関係では切断すべきか否か）については、意見が分かれており、引き続き検討することになっている（試案15頁の(6)、17頁の5(2)）。

関係者の責任

- ◆ 無権代理や他人名義の冒用により登録を行った者等の責任に関する規定を整備する（試案3頁の(4)の前注, b）。
- ◆ 管理機関が申請内容と異なる登録や無権限者の申請に基づく登録を行ってしまった場合に関する, 管理機関の損害賠償責任に関する規定を整備する（試案6頁のc, 7頁の(4)）。

電子債権の管理

◆ 電子債権は、管理機関が各電子債権ごとに区分して作成する登録原簿で管理される（試案4頁の4(1)a）。

※ 移転登録は、不動産登記における移転登記と同様に、発生登録がされている登録原簿に、当該発生登録に引き続いて記録される。

登録原簿は、管理機関の事業の承継等がされる場合以外は、他の管理機関に移転されない（試案34頁の4）。

◆ 発生登録・移転登録その他の登録について、必要的登録事項以外に、多様な任意的登録事項も認める（試

案10頁のb, 11頁のc, 12頁・13頁の3(1)b・c等）。

- これによって、シンジケート・ローンの流動化への活用等のニーズに応えることになる。

◆ 管理機関は、業務規程で、当事者の登録申請の方式・登録事項の内容等を制限することができる（試案6頁・7頁の(3)）。

- 管理機関のコスト・パフォーマンスを確保するための措置である。これにより、多様なニーズに対応した様々な管理機関の出現が可能になる。

その他の事項

◆ 電子債権に係る権利義務に関する規定

- 登録保証制度（試案20頁～25頁）
- 質権設定登録制度（試案30頁～32頁）
- 登録事項を変更する際の規律（試案25頁～29頁）

◆ 登録原簿の開示等に関する規定

- 登録原簿に登録されている事項の訴訟への提出（試案30頁）
 - ※ 手形訴訟のような特別の訴訟手続は設けない（試案30頁の後注）。
- 登録原簿に登録されている者等による原簿の開示・保存等（試案33頁～34頁）

今後の予定

- ◆平成18年7月末：中間試案を公表
- ◆平成19年2月初旬：要綱を決定・答申